

平成23年度事業計画（案）

1. 「公益社団法人」として社会的地位の確立と発展に努力

当協会が公益社団法人として新たに発足する元年であることに鑑み、全会員が、公益社団法人の意義を認識し、協会が実施する公益目的事業を適正に実施するほか、協会の積極的なPR活動を行うことにより、社会的地位の確立と発展に努めます。また、このことは、社会の中での家政婦（夫）の地位向上にもつながるものと確信します。

具体的には、

- (1) 公益目的事業を適正に実施することにより、公益の増進を図り活力ある社会の実現に貢献します。
- (2) 定款をはじめとする「公益社団法人」への移行に伴い、新たに整備した諸規程の会員への周知を図るとともに「倫理規程」等の未整備の諸規程を新たに策定するなど、協会の体制整備に努めます。
- (3) 保険業法の改正に伴い「紹介事業総合補償制度」の見直しを行います。

2. 家庭における高齢者等の介護の重要性に鑑み、介護関係業務に従事する看護師・家政婦（夫）が提供する介護サービス等の向上を図る事業 (公益目的「公1」の事業)

(1) 紹介業トップセミナー

従来の正会員向け教育研修の名称を、公益社団法人への移行認定を機に、「紹介業トップセミナー」と変更し、新たにスタートすることにします。

過去に、「法令遵守」、「接遇」、「業務提携」等のタイトルで主に講義形式で学んでまいりました。

これから益々高齢化が進展する中であって、家政婦（夫）の職業紹介業は、介護保険制度との関係をなくしては考えられず、介護保険の制度改正も検討されていることから今年度の研修テーマを「地域を支える紹介所となるために」とし、有識者による基調講演を計画しております。

また、今年度は新たな取り組みとして「求人・求職の獲得に向けた新たな取り組み」というタイトルで予め用意した「事例集」等を参考にしながら、

教育研修委員、地元ブロックの役員等が中心となり、全国10ブロックにてパネルディスカッション形式の参加型教育研修を試みることとしています。

(2) 介護家政サービス向上セミナー

従来の特別会員向け教育研修の名称を変更したものであります。過去には「痰の吸引」、「認知症の基礎」、「嚥下障害」、「対応が難しい認知症ケア」等、全国一律の内容で学んでまいりました。

高齢化の進展と共に益々在宅介護の比重が高まり病院や介護施設のみならず、一般の家庭においても感染症のリスクが高まり、その対応が求められております。今年度は「感染症への対応について」を全国統一テーマで支部を単位として実施することにいたします。

(3) 紹介責任者講習の共同実施等

社団法人全国民営職業紹介事業協会の協力を得て、看家業界向けの職業紹介能力向上のための紹介責任者講習や所長研修をブロック単位で実施してまいります。また、財団法人介護労働安定センターが実施する各種研修、セミナー、講習会等にも積極的に支援協力してまいります。

3. 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための相談及び援助の事業 （公益目的「公2」の事業）

(1) 相談・苦情窓口の設置

フリーダイヤルを事務局に設置し、利用者（求人者）からの各種サービスに関する問い合わせ等に対応するとともに苦情処理についても必要に応じ関係機関の協力を得て問題解決に向けて支援してまいります。

なお、これらの貴重なデータは記録として残し、今後の研修等に活用してまいります。

また、会員からのさまざまな相談に応じられるよう窓口の充実を図ってまいります。

(2) 賃金不払補償の支援

(財)介護労働安定センターが実施する「賃金不払補償」の適用が受けられ、家政婦（夫）が安心して働けるよう相談・助言等を行ないます。また、同一求人者による連続の賃金不払いが発生しないよう情報提供等を行ないます。

4. 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための調査研究、出版、広報の事業 （公益目的「公3」の事業）

（1）啓発・広報の事業

① 広報活動については、職業紹介事業の法令遵守のための啓発や会員サービスの主要な事業として従来から迅速な情報提供に努めてまいりましたが、今後も情報提供するための媒体を発行するなど一層強化してまいります。

また、20年度に発行した協会及び事業PR用のパンフレット「介護家事は家政婦さんにお任せ下さい」を積極的に活用し、広く社会に職業紹介事業が周知されるとともに効率よくPR活動ができるよう広報活動も実施してまいります。

- ・ 広報誌「はなえみ」毎月発行
- ・ 情報誌「ほほえみ」年4回発行

さらに、公益社団法人として公益目的事業をより積極的に展開し、職業紹介事業を国民により一層理解していただくために、情報誌「ほほえみ」を全国の市町村の介護福祉関係部局に引き続き配布することにいたします。

② 「教育研修事業」の介護家政サービス向上セミナー（特別会員向け研修）を介護の日（11月11日）とあわせ協会のPRを行う他、支部で地元の市町村等が実施するイベントに可能な限り参加していただき、事業のPRを推進してまいります。

③ 当協会のホームページは、今後、公益社団法人の「公3」の事業の中心的事業として、これまで以上に充実したウェブサイト構築していかなくてはなりません。ホームページの利用実績をみますと「紹介所検索」のコンテンツが最も多く利用されており、更に利用しやすいようにコンテンツの充実を図ってまいります。

具体的には、紹介所を地域区分や地図上表示など、より利便性を向上させると共に、個別紹介所のウェブサイトの職業紹介業のページにリンクできるようなシステムについて検討してまいります。

URL <http://www.kanka.or.jp>

(2) 調査・研究の事業

看家業界においても、介護保険制度との密接な関係により、家政婦(夫)の利用にも大きな変化が現れてきています。市場では「混合介護」など各事業所単位での独自サービスの構築や、また、請負事業による「自費」でのサービスとの関係など、職業紹介事業を取り巻く環境の変化に伴い、その対応も柔軟にならなければいけない状況となっています。

こうした家政婦(夫)の職業紹介事業と密接な関係を持つ「介護保険」や「請負」、「派遣」などの実態を調査し、今後の事業運営の参考に資することとし、このため新たに「調査研究委員会」を設置することにいたします。

(3) 書類等の出版・販売の事業

職業紹介事業に必要な法令様式等について、法改正に伴う様式変更や多様化するニーズに対応すべく使い勝手の良い書類等を製作・販売をすることにより、法令を遵守した事業を展開し求人者に安心して利用していただけるよう努めます。また、労働局への申請書類の作成代行や助言、指導等のサービスを併せて実施してまいります。

5. 看護師・家政婦(夫)の職業紹介事業が適正に行われるための運営に関する指導・普及・啓発・支援等の事業 (公益目的「公4」の事業)

(1) 労災特別加入と労災事務センターの運営事業

紹介所(介護家政婦団体)を通じて、個人家庭での介護関係業務に就労する家政婦(夫)に対する「労災保険の特別加入」の制度について、加入促進を図ると共に、「労災事務センター」の適正運営に努めてまいります。

また、紹介所が負わなくてはならない「事務作業の軽減化」と「事故時的確で且つ迅速な処理」を安定的に行うことにより労災保険の加入促進を図り、家政婦(夫)の補償水準を高めると共に、次の時代を担う若年層の求職者確保にも貢献をしてまいります。

(2) 在宅福祉サービスを適正円滑に進めるための支援の事業

① 各種協定に基づく支援事業

高齢化社会が急速に進展する中で、在宅介護の重要性が益々高まり、業務上により被災された労災年金受給者等に対し、必要とされる介護や家事等の援助サービスが円滑に提供できるよう、関係団体・機関等と協定を締結し、

サービスの提供に努めます。

- ・ 財団法人労災サポートセンター（労災年金受給者）
- ・ 人事院事務総局職員福祉局（国家公務員）
- ・ 地方公務員災害補償基金（地方公務員）
- ・ 防衛省人事教育局（防衛省職員）
- ・ 最高裁判所事務総局人事局（最高裁判所職員）

② ホームヘルパー協定事業の大幅な改正

ホームヘルパー協定については、昭和 39 年に発足し協定締結企業数は 200 社を超える時期もありましたが、介護クーポン制度の発足等もあり、減少しているところでもあります。しかし、介護クーポン制度は国の雇用保険制度の見直しに伴い、平成 21 年度をもって廃止となる等、情勢が変化しております。

また、一方で企業の福利厚生の一環として協定企業の社員（職員）が職業を継続していくため、仕事と家族の介護や育児とが両立できるよう支援する制度として本協定が果たす役割も見直されつつあります。

また、従来の協定は家政婦（夫）の賃金や各種手数料については上限を設定するなど、時代に合わないものもあり、昨年度、協定締結企業にアンケート調査を実施し、①賃金及び手数料の上限設定の廃止、②賛助会費を協賛金に改め、段階制を導入、③家政婦（夫）依頼票等の添付等を内容とする制度に大幅に改正し、新たな制度としてスタートいたします。

③ 「ケア・ネットワーク・サービス」の推進

損害保険会社の「介護費用保険」の販売開始と同時期に本協会独自のネットワークを活かした介護人紹介システム「ケア・ネットワーク協定」の業務協定を損害保険会社と締結しており、今年度も継続して実施してまいります。

- ・ 平成 22 年度協定企業 東京海上日動火災保険株式会社

④ 東京都ホームヘルプサービス事業

自治体を実施する「障害者（児）ホームヘルプサービス事業」並びに「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」に、紹介所を通じて働くホームヘルパー（家政婦（夫））の十分な活用が図られるよう事業実施主体である東京都や自治体に対して要請活動を行うと共に、従事するホームヘルパー（家政婦（夫））の能力開発の充実を図り、紹介事業の一層の利用促進を目指してまいります。

(3) 施設の貸与の事業

当協会の本部会館及び近畿ブロックセンターの会議室を会員及び会員以外にも低廉な料金で貸出し、会議室の有効活用を促進します。

この場合、貸出しの対象は、当協会が実施する公益目的事業に沿ったもののみとします。

6. 会員のための福利厚生等の事業

(共益「他1」の事業)

(1) 協会会員の加入促進による組織の拡大と特別会員手帳の発行

家政婦（夫）を会員とする全国唯一の組織を結成したのは、紹介事業者及び求職者の力を結集し、事業の存在感を高め、求職者の働く環境の向上等を図り、もって社会に貢献しようとするものです。この目的を達成するためにも協会の会員、なかでも特別会員の加入促進は最大の課題で、今年度も引き続き特別会員の加入促進に努めてまいります。このための手段として、20年度、新たに開発発行した「特別会員手帳」を活用し、家政婦（夫）の社会的地位の向上と協会の求心力の強化を図ってまいります。

なお、会費管理に関する事務処理は、コンピューター処理により会員名簿や会費納入書の発行を行っておりますが、今後も一層円滑な事務処理ができるよう努めてまいります。

(2) 表彰制度の充実

平成19年度に創設した当協会独自の会長表彰制度に基づき、会員の看護家政紹介事業への貢献を顕彰するとともに、大臣表彰や職業安定局長表彰の推薦に向けた一連の流れを構築してまいります。

(3) 慶弔金品の支給

慶弔金品規程に基づき、正会員、特別会員、名誉会員の慶弔禍福の際に慶弔金品を支給し、会員の福利厚生に努めてまいります。

なお、保険業法の改正に伴い、災害給付の一部を見直すことにしております。

(4) 各種共済制度の運営

当協会が運営する総合補償制度（傷害補償）については、保険業法の改正に伴い、抜本的に制度の見直しを行います。

7. 法人の管理

(1) 「東日本大震災」の災害対策

未曾有の被害をもたらした東日本大震災への対策として、災害により事業を継続実施することが困難になった紹介所の正会員及び特別会員の「会費の減免」、「慶弔金品規程の特例」、新たに義援金口座を開設し、復興の支援等に役立てていただくため、紹介所をはじめとして広く会員等からの「義援金の募集」等の措置を実施いたします。

(2) 協会運営の基盤となる「ブロック協議会」及び「支部」組織のさらなる整備と充実

公益社団法人への移行に伴い、「ブロック運営規程」及び「支部運営規程」を見直すと共に、全国の殆どのブロック、支部において組織が確立され、その体制が整備されつつありますが、共同ブロック長体制のブロック及び、いくつかの支部において組織体制が確立されていないところがあります。これらのブロック、支部においては、できるだけ早期に統一されたブロック、支部組織の整備を進めるとともに、整備されたブロック、支部においてはこれらの組織を通じて会員の意見等を協会運営に反映させるとともに、協会の行う各種事業がより円滑に実施できるよう、より一層の充実を図ってまいります。

(3) 各種会合の開催を通じた協会運営の円滑化と事務局体制の整備

正副会長会議、運営委員会の活動を始めた各種会合を次頁のように開催し、円滑な協会運営を図ってまいります。また、新しい「定款」の周知を図るとともに必要な各種規程の整備を図り、透明化と公正な協会運営に努めてまいります。

・23年度各種会合開催計画

会議名	開催数
定時社員総会	1回
理事会	3回
正副会長会議	毎月1回(12回)
運営委員会	随時
教育研修委員会	随時
広報委員会	随時
調査研究委員会	随時
ブロック長会議	随時
全国支部長会議	随時

(4) 情報公開と個人情報の保護

公益社団法人への移行を機に新たに定めた「情報公開規程」及び「個人情報管理規程」を遵守し、積極的に情報公開の促進に努めるとともに、個人情報を適切に保護・管理するよう努めてまいります。

(5) 協会基本財産の保全と運用財産の執行管理

- ①協会会館及び近畿ブロックセンターの土地・建物等の保安全管理また、協会基金の保安全管理の適正化を図ってまいります。
- ②運用財産の保全及び執行につきましては、「公益法人会計処理基準」に基づき、積立金の保安全管理、並びに平成23年度一般・特別会計の収支予算の適正な執行管理を行ってまいります。
- ③公益社団法人への移行に伴い、「財産管理運用規程」、「特定費用準備資金等取扱規則」、「寄付金等取扱規程」等の必要な規程を新たに定め、財務管理の透明かつ公正化を図ると共に、予算書、決算書等の財務諸表についても見直しを図り、所管官庁が厚生労働省から内閣府になったことに伴い、各種届出等が電子申請になることへの対応等を進めてまいります。

以上、平成23年度における事業計画(案)といたします。